

# 宇部市見守り安心コールサービス事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、65歳以上のひとり暮らし高齢者にあつては介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域支援事業として、また、ひとり暮らしの重度身体障害者等にあつては障害者の自立した日常生活の支援のために必要な事業として、住み慣れた地域において安心して自立した生活を継続していくことができるよう、家庭内での病気等の緊急時による通報に随時対応するための体制を整備することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、宇部市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、適切な事業運営が確保できると認める事業者等（以下「運営主体」という。）に本事業を委託することができる。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通報装置 運営主体が設置する受信センター（以下「受信センター」という。）へ通報する固定型緊急通報装置及び携帯電話型緊急通報装置をいう。
- (2) 安否確認センサー又は人感センサー（以下、「安否センサー」という。） 24時間生活反応を監視でき、異常を感知した際に自動で受信センターへ通報できる機器をいう。
- (3) 緊急連絡先 現に本事業を利用する者（以下「利用者」という。）の緊急事態に状況を連絡する者
- (4) 協力員（駆けつけ員） 時間帯に関わらず、必要時に利用者宅への駆けつけ及び状況確認を依頼する者

## (対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内に居住し、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) ひとり暮らしの重度身体障害者等
- (3) 宇部市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱の規定によるサービスを行う公営住宅に入居する者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

## (事業内容)

第5条 本事業の内容は、次の各号に掲げる。

- (1) 利用者宅への緊急通報装置及び安否センサー（以下「緊急通報装置等」という。）の設置、撤去、保守を行うこと。
- (2) 24時間365日対応するために適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置し、緊急通報及び相談通報の対応を行うこと。
- (3) 緊急時等における消防局及び協力員等へ通報を行うこと。
- (4) 利用者に対しての安否確認を兼ねた定期連絡を行うこと。
- (5) 緊急通報装置等の設置に伴う利用者の状況確認及び関係機関への情報提供を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的を達成するため必要な事業を行うこと。

（利用の申請）

第6条 本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、宇部市見守り安心コールサービス事業利用申請書（第1号様式）、宇部市見守り安心コールサービス事業利用登録票（第2号様式）及び宇部市見守り安心コールサービス事業利用承諾書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合、速やかに必要事項を調査のうえ、利用の可否を決定するとともに、申請日を基準日として、宇部市見守り安心コールサービス事業利用決定（却下）通知書（第4号様式）により当該申請者に通知する。

- 2 利用が決定した場合、市長は、前条の書類一式の写しを運営主体の長へ提供する。

（利用者の負担）

第8条 利用者は、本事業の利用に際し、利用開始月の翌月分から運営主体が定めた別表に掲げる利用料を負担する。

- 2 運営主体の長は、前項に規定する利用料を利用者から徴収する。
- 3 市長は、第12条による利用の中止又は取消がされるまでの間の利用者について、毎年7月1日に介護保険又は住民税の現年度当初賦課結果を確認し、最新の所得区分により利用者ごとに別表の利用料等を宇部市見守り安心コールサービス事業利用料決定のお知らせ（様式第5号）によりすべての利用者に通知する。

なお、利用料については、必要に応じて市と運営主体双方の協議により適宜見直しを行う。

- 4 緊急通報装置等を破損又は滅失させた場合の修理・賠償費等、工事業者の派遣にかかる費用等は、別の定めにより利用者の負担とする。
- 5 利用者の申し出による、緊急通報装置の機種の変更のための工事業者の派遣にか

かる費用等は、別の定めにより利用者の負担とする。

(緊急連絡先の確保)

第9条 利用者は、緊急時に状況を連絡できる緊急連絡先の確保に努める。

(協力員の確保)

第10条 利用者は、緊急時に迅速に必要な措置をとることが可能な協力員の確保に努める。

(届出の義務)

第11条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 申請情報に変更があったとき。
- (2) 入所又は入院などで長期不在となるとき。
- (3) 第4条に該当しなくなったとき。
- (4) 緊急通報装置等の返還を希望するとき。

(利用の中止又は取消)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を中止又は取り消すことができる。

- (1) 前条第2号から第4号に規定する事項に該当する旨の届け出があったとき。ただし、第2号については、6か月以内に退所・退院できる見込みのある場合は、その限りではない。
- (2) 2か月以上利用料を滞納したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(緊急時の対応)

第13条 運営主体は、本事業を円滑に推進するため、常に消防局等の関係機関と連携し、利用者の緊急時における対応に配慮しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行期日前に、宇部市緊急通報システム事業実施要綱の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとする。

(施行期日)

- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 5 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(施行期日)

- 6 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 7 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

階層	所得区分 ※第6条の申請時点及び第8条第3項に規定する改めて利用料の算定を行う時点における最新の介護保険料階層及び住民税賦課結果による	月額利用料に消費税及び地方消費税の額を加えた額
A	介護保険料階層第1段階 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から課税年金等に係る雑所得を差し引いた金額の合計が80万9千円以下の人	0円
B	介護保険料階層第2段階～第3段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から課税年金等に係る雑所得を差し引いた金額の合計が80万9千円超の人	250円
C	介護保険料階層第4段階以上 住民税課税世帯の人	800円